
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.232 2020/6/22

1 営業許可申請等の行政手続における取扱いについて

6月16日、厚生労働省は、医薬・生活衛生局食品監視安全課名をもって各都道府県等衛生主管部（局）宛標記事務連絡を出した。その主な内容は次のとおり。

今般、経済団体から内閣府規制改革推進室宛てに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、対面手続や書面手続（押印を含む）を求める制度等の見直しについての要望が提出され、営業許可申請等の関係では、許認可手続の緩和及び申請のオンライン化について、緊急に対応するよう求められています。

つきましては、営業許可申請等の手続に関して、法令上、書面（紙）による提出や押印を求めているものではないことを踏まえ、申請書等をeメール（PDF添付等）により提出することを認める、また、押印手続きを省略するなど、「新しい生活様式」及びデジタル手続法の趣旨を踏まえた柔軟な取扱いをお願いします。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000641589.pdf>